

NEW  
がんを経験された方のための

「生きる」を創る  
がん保険

WINGS

がんを経験された方の  
ためのがん保険



「生きる」を創る。  
Aflac

No.1 アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。  
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

この  
パンフレットで  
ご案内する  
保障分野

がんの保障

対応する  
商品・特約

生きるためのがん保険Days1 WINGS  
がん先進医療・患者申出療養特約  
特定診断給付金特約  
診断給付金複数回支払特約  
がん特定治療保障特約  
がん先進医療・患者申出療養特約  
外見ケア特約  
特定保険料払込免除特約

このパンフレットではご案内しておりません

病気やケガの保障

介護や障がいの保障

死亡時の保障

貯蓄  
(教育資金や老後生活資金準備など)

「生きる」を創るがん保険 WINGSの特長 ..... （「経験者保険料率に関する特則」付）	詳細は <b>2</b> ページ <a href="#">クリック</a>
告知内容について .....	詳細は <b>6</b> ページ <a href="#">クリック</a>
保障内容 .....	詳細は <b>10</b> ページ <a href="#">クリック</a>
支払事由 .....	詳細は <b>14</b> ページ <a href="#">クリック</a>
アフラックのよりそうがん相談サポート .....	詳細は <b>22</b> ページ <a href="#">クリック</a>
Q&A.....	詳細は <b>27</b> ページ <a href="#">クリック</a>

# がん保険にできることを、もっと。

がん保険・医療保険  
保有契約件数

**No.1**<sup>(※1)</sup>のアフラックが、**新しいがん保険を発売します。**

日本で初めてがん保険を発売した<sup>(※2)</sup>アフラックは、

お客様の声をお聞きする中で

これまでのようにお金のことでお役に立つだけでは、足りていないことに気づきました。

## がん保険にできることを、 もっと広げていきたい。

そんな思いから新しいがん保険を発売します。



(※1) 令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

(※2) アフラック調べ





- この保険は、今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方のための商品です。そのため、「経験者保険料率に関する特則」(以下、本特則)を付加してお申込みいただきます。
- 本特則が付加されているため、付加しない場合と比較して保険料が割増されています。  
また、一部の給付金の支払事由が異なります。
- 健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります。
- 今までに「がん(悪性新生物)」を経験されたことがない方は、この保険に加入することはできませんが、本特則が付加されていない当社の「がん保険」にお申込みいただけます(ただし、健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります)。

## 特長1

満20歳～満85歳の方で、今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方でも、「がん(悪性新生物)」の治療を受けた最後の日から5年以上経過(所定の条件を満たす場合は3年以上経過)している場合に、お申込みいただけます。

※過去5年以内(所定の条件を満たす場合は3年以内)に「がん(悪性新生物)」の診断・治療を受けておらず、また治療を受けるようにすすめられていない方がお申込みいただけます。

※治療を受けた最後の日とは「がん(悪性新生物)」に対する「治療・投薬」が終わったときをいいます。

- ・「がん(悪性新生物)」の治療のための通院や予防のための投薬はすべて、告知における「治療・投薬」に含まれます。
- ・最後の治療後の経過観察(定期検診・定期検査)のための通院は「治療」に含まれません。

## 特長2

今までに経験された「がん(悪性新生物)」が再発・転移した場合も保障します。

### 特長3

入院、通院、三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療)だけでなく、がんの治療に伴う入院・通院時の一時金や先進医療など、保障を追加することで幅広くしっかり備えることができます。

▶詳しくは [10~13ページ](#) [クリック](#) をご覧ください。

### 特長4

アフラックのよりそうがん相談サポーターが、さまざまながんの悩みの解決をサポートします。

▶詳しくは [22~26ページ](#) [クリック](#) をご覧ください。

# お申込みいただけるか、1～6にチェック☑を!

がん(悪性新生物)の治療を受けた最後の日から5年以上経過(所定の条件を満たす場合は3年以上経過)している方で、以下の項目すべてが **いいえ** ならお申込みいただけます。

**!** お申込みにあたっては必ず告知書をご確認ください。

**1** **過去5年以内**(下記の **所定のがん(悪性新生物)**(\*1)であり、かつ再発・転移や複数のがん(悪性新生物)(\*1)にかかったことがない場合は**過去3年以内**)にがん(悪性新生物)(\*1)の診断や治療(\*2)を受けたこと、あるいは治療(\*2)を受けるようすすめられたこと(すすめられた治療を中断したり、うけていない場合も含まれます)がありますか?(再発・転移も含まれます。)

**2** **過去2年以内に**上記1に該当するがん(悪性新生物)(\*1)に対する経過観察(人間ドック・健康診断による経過観察も含む)で異常の指摘を受けたこと、または追加検査(精密検査を含む)を受けるようすすめられたことがありますか?(ただし、再発・転移・新たながん(悪性新生物)(\*1)やそれらの疑いが否定された場合は除きます。)

**3** **現在**入院中ですか?  
または **最近3か月以内に**病気で入院や手術(\*3)または先進医療(\*4)を受けるようすすめられたことがありますか?(ただし、入院や手術または先進医療を受けた結果、完治して診療完了した場合は除きます。)

**所定のがん(悪性新生物)(\*1)** 胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん、甲状腺がん、皮膚がん(悪性リンパ腫、黒色腫は除く)、卵巣がん、精巣がん

(\*1) がん(悪性新生物)には、白血病、肉腫、骨肉腫、悪性リンパ腫、MDS(骨髄異形成症候群)、骨髄線維症などを含みます。

(\*2) 告知におけるがんの治療には、入院・手術・放射線・抗がん剤・ホルモン療法・輸血・幹細胞移植などを含みます(根治を目的としない治療や再発・転移の予防を目的とした治療も含まれます)。

また告知におけるがんの治療には、経過観察のための診察・検査や後遺症・合併症に関する治療は含まれません。

(\*3) 手術には、帝王切開、内視鏡・レーザー・カテーテルによるものも含まれます。

(\*4) 先進医療には、歯科でおこなう先進医療を含みます。

**!** **ご注意ください** 健康状態・今までの病歴・既にご契約されている当社保険との通算などにより、**ご契約をお引受けできない場合があります。**

# お申込みいただけるか、1～6にチェック☑を!

がん(悪性新生物)の治療を受けた最後の日から5年以上経過(所定の条件を満たす場合は3年以上経過)している方で、以下の項目すべてが **いいえ** ならお申込みいただけます。

**!** お申込みにあたっては必ず告知書をご確認ください。

質問4から6については、治療(\*1)を受けた最後の日から5年以上(下記の **所定のがん(悪性新生物)**(\*2)であり、かつ再発・転移や複数のがん(悪性新生物)(\*2)にかかったことがない場合は**過去3年以上**)経過しているがん(悪性新生物)(\*2)の経過観察のための診察・検査は除きます。

4

下記の **表1** の病状(検診・検査の異常含む)や病気あるいはその疑いについて、以下の①～③いずれかにあてはまるものがありますか?

- ①**現在** 治療中または経過観察中である      ②**最近3か月以内**に 指摘を受けたことがある  
③**過去2年以内**に 検査を受けて、結果がでていないものがある  
または **過去2年以内**に 検査をすすめられて、うけていないものがある

**所定のがん(悪性新生物)**(\*2)

胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん、甲状腺がん、皮膚がん(悪性リンパ腫、黒色腫は除く)、卵巣がん、精巣がん

**表1**

しゅようなどの異常	がん(悪性新生物)(*2)、上皮内新生物(*3)、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポーシス)(*4)
しゅようマーカーの異常(*5)	CEA、AFP、CA19-9、PSA

(\*1) 告知におけるがんの治療には、入院・手術・放射線・抗がん剤・ホルモン療法・輸血・幹細胞移植などを含みます(根治を目的としない治療や再発・転移の予防を目的とした治療も含みます)。また告知におけるがんの治療には、経過観察のための診察・検査や後遺症・合併症に関する治療は含まれません。

(\*2) がん(悪性新生物)には、白血病、肉腫、骨肉腫、悪性リンパ腫、MDS(骨髄異形成症候群)、骨髄線維症などを含みます。

(\*3) 上皮内新生物には、上皮内がん、CIS、CIN2、CIN3、HSILなどを含みます。

(\*4) 多発性ポリープ(ポリポーシス)には、過去5年以内に、5個以上のポリープが発生しているもの、あるいは5回以上の治療歴のあるものも含みます。

(\*5) しゅようマーカーの異常とは、検査結果が基準値を超えた場合を意味します。なお、過去に基準値を超え、継続して経過観察中の場合は、現在基準値内でもしゅようマーカーの異常に該当します。



**ご注意ください** 健康状態・今までの病歴・既にご契約されている当社保険との通算などにより、**ご契約をお引受けできない場合があります。**

次ページへ続く

7



# お申込みいただけるか、1～6にチェック☑を!

がん(悪性新生物)の治療を受けた最後の日から5年以上経過(所定の条件を満たす場合は3年以上経過)している方で、以下の項目すべてが **いいえ** ならお申込みいただけます。

**!** お申込みにあたっては必ず告知書をご確認ください。

質問4から6については、治療(\*1)を受けた最後の日から5年以上(下記の **所定のがん(悪性新生物)**(\*2)であり、かつ再発・転移や複数のがん(悪性新生物)(\*2)にかかったことがない場合は**過去3年以上**)経過しているがん(悪性新生物)(\*2)の経過観察のための診察・検査は除きます。

5

下記の **表2** の病状(検診・検査の異常含む)や病気あるいはその疑いについて、以下の①～③いずれかにあてはまるものがありますか?  
(ただし、がん(悪性新生物)(\*2)・上皮内新生物(\*3)・異形成やその疑いが否定された場合(\*4)は除きます。)

①**現在** 治療中または経過観察中である      ②**最近3か月以内に** 指摘を受けたことがある  
③**過去2年以内に** 検査を受けて、結果がでていないものがある  
または **過去2年以内に** 検査をすすめられて、うけていないものがある

いいえ

所定のがん  
(悪性新生物)  
(\*2)

胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん、甲状腺がん、皮膚がん(悪性リンパ腫、黒色腫は除く)、卵巣がん、精巣がん

表2

検診の異常

肺の検査、胃腸の検査、マンモグラフィ検査、その他のがん検診

その他

しゅよう、しこり、結節、腫瘍(しゅりゅう)、出血(便潜血、不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、貧血(鉄欠乏性貧血を除く)、黄疸、びらん、消化管のかいようや狭窄、病理検査や細胞診での異常(異常な細胞)

(\*1) 告知におけるがんの治療には、入院・手術・放射線・抗がん剤・ホルモン療法・輸血・幹細胞移植などを含みます(根治を目的としない治療や再発・転移の予防を目的とした治療も含みます)。また告知におけるがんの治療には、経過観察のための診察・検査や後遺症・合併症に関する治療は含まれません。

(\*2) がん(悪性新生物)には、白血病、肉腫、骨肉腫、悪性リンパ腫、MDS(骨髄異形

成症候群)、骨髄線維症などを含みます。

(\*3) 上皮内新生物には、上皮内がん、CIS、CIN2、CIN3、HSILなどを含みます。

(\*4) 否定された場合とは、病変を全摘出し病名が診断確定されたことや、医師より診療完了といわれたことなどにより、がん(悪性新生物)・上皮内新生物・異形成やその疑いが否定された場合をいいます。



**ご注意ください**

健康状態・今までの病歴・既にご契約されている当社保険との通算などにより、**ご契約をお引受けできない場合があります。**

次ページへ続く

8

# お申込みいただけるか、1～6にチェック☑を!

がん(悪性新生物)の治療を受けた最後の日から5年以上経過(所定の条件を満たす場合は3年以上経過)している方で、以下の項目すべてが **いいえ** ならお申込みいただけます。

**!** お申込みにあたっては必ず告知書をご確認ください。

質問4から6については、治療(\*1)を受けた最後の日から5年以上(下記の **所定のがん(悪性新生物)**(\*2)であり、かつ再発・転移や複数のがん(悪性新生物)(\*2)にかかったことがない場合は**過去3年以上**)経過しているがん(悪性新生物)(\*2)の経過観察のための診察・検査は除きます。

**6** **過去5年以内に** 下記の **表3** の病状や病気あるいはその疑いで、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか?

**所定のがん(悪性新生物)(\*2)** 胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん、甲状腺がん、皮膚がん(悪性リンパ腫、黒色腫は除く)、卵巣がん、精巣がん

特定の疾患	脳しゅよう、膀胱しゅよう、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド
消化器の疾患	肝硬変、慢性肝炎、肝線維症、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、原発性胆汁性胆管炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
呼吸器の疾患	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、気管支拡張症、間質性肺炎
腎臓の疾患	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア

(\*1) 告知におけるがんの治療には、入院・手術・放射線・抗がん剤・ホルモン療法・輸血・幹細胞移植などを含みます(根治を目的としない治療や再発・転移の予防を目的とした治療も含みます)。また告知におけるがんの治療には、経過観察のための診察・検査や後遺症・合併症に関する治療は含まれません。

(\*2) がん(悪性新生物)には、白血病、肉腫、骨肉腫、悪性リンパ腫、MDS(骨髄異形成症候群)、骨髄線維症などを含みます。



**ご注意ください**

健康状態・今までの病歴・既にご契約されている当社保険との通算などにより、**ご契約をお引受けできない場合があります。**

## 保障内容

がんの治療に幅広く対応した保障内容です。



保障の開始まで**3か月**の待ち期間(保障されない期間)があります。

お支払いの対象は、責任開始日以後に診断確定された「がん」または「上皮内新生物」となります(責任開始日以後に再発または転移した「がん」を含みます)。

入院	入院給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的とする入院をしたとき	1日につき	<b>5,000円</b>	保険期間 終身 <sup>(*2)</sup>
通院	通院給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的とする通院をしたとき	1日につき	<b>5,000円</b>	
治療	治療給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的とする所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けたとき	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>69歳以下におすすめ<sup>(*1)</sup></p> <p>受けた月ごと</p> <p><b>10万円</b></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ホルモン剤治療 のみの場合</p> <p><b>5万円</b></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>70歳以上におすすめ<sup>(*1)</sup></p> <p>受けた月ごと</p> <p><b>6万円</b></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ホルモン剤治療 のみの場合</p> <p><b>3万円</b></p> </div> </div>		

(\*1) おすすめの給付金額は、高額療養費制度の自己負担額を考慮して設定しています。

※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

高額療養費制度の詳細は、[27~29ページ クリック](#) をご確認ください。(治療給付金は**5万円**から設定できます。)

(\*2) 治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお選びいただくこともできます。

## 保障内容

がんの治療に幅広く対応した保障内容です。



保障の開始まで**3か月**の待ち期間(保障されない期間)があります。

お支払いの対象は、責任開始日以後に診断確定された「がん」または「上皮内新生物」となります(責任開始日以後に再発または転移した「がん」を含みます)。



さらにニーズにあわせて保障を強化

診断	診断給付金	がんの入院や所定の通院または上皮内新生物と診断確定されたとき	一時金として	がん <b>50</b> 万円	上皮内新生物 <b>5</b> 万円	保険期間 終身
	特定診断給付金 <sup>(*)</sup>	入院や通院が所定の条件に該当したとき	一時金として	がん <b>50</b> 万円		
	複数回診断給付金	がんの入院や所定の通院または上皮内新生物の診断確定から2年以上経過後に所定の治療を受けたとき	1回につき	がん <b>50</b> 万円	上皮内新生物 <b>5</b> 万円	
治療	特定保険外診療給付金 <sup>(*)</sup>	がん診療連携拠点病院等( <a href="#">31ページ クリック</a> 参照)において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき	受けた月ごと	<b>50</b> 万円		保険期間 10年満期 <a href="#">自動更新</a>
	がんゲノムプロファイリング検査給付金 <sup>(*)</sup>	がんの治療を目的とするがんゲノムプロファイリング検査を受けたとき	受けた月ごと	<b>10</b> 万円		

(\*) 上皮内新生物は、保障の対象外です。

※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

給付金のお支払いなどについて、詳しくは [14~21ページ クリック](#) および「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

[次ページへ続く](#)



お支払いの対象は、責任開始日以後に診断確定された「がん」または「上皮内新生物」となります(責任開始日以後に再発または転移した「がん」を含みます)。

がん 先進医療・ 患者申出 療養	がん先進医療・ 患者申出療養 給付金 <sup>(*)</sup>	がんの診断や治療で 先進医療・患者申出療養を受けたとき	<b>自己負担額と同額 (通算2,000万円まで)</b>	
	がん先進医療・ 患者申出療養 一時金 <sup>(*)</sup>		一時金として 1年に1回	<b>15</b> 万円
外見 ケア	外見ケア給付金 <sup>(*)</sup>	がんの治療を目的とする つぎの①②いずれかの手術を 受けたとき ①顔・頭部の手術 ②手足の切断術	①②各1回ずつ	<b>20</b> 万円
		がんの治療により頭髪の脱毛症状と 診断されたとき	1回限り	<b>10</b> 万円

保険期間  
10年満期  
自動更新

(\*) 上皮内新生物は、保障の対象外です。



お支払いの対象は、責任開始日以後に診断確定された「がん」または「上皮内新生物」となります(責任開始日以後に再発または転移した「がん」を含みます)。

特定保険料  
払込免除<sup>(\*)</sup>

入院や通院が所定の条件に  
該当したとき

以後の保険料はいただきません  
(保障は継続します)

(\*) 上皮内新生物は、保障の対象外です。

# 支払事由 給付金を受け取れる条件をチェック

給付金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金名称	主契約・特約名称	支払事由	支払限度
入院給付金	<b>主契約</b> <b>がん保険</b> <small>〔低・無解約払戻金2018〕</small>	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	日数無制限
通院給付金		「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの通院をしたとき ① <b>所定の治療</b> <sup>(※1)</sup> のための通院 ②「がん」の場合は、 <b>所定の治療</b> <sup>(※1)</sup> を受けた日、または退院日の翌日から365日以内の通院 「上皮内新生物」の場合は、初めて診断確定された日、 <b>所定の治療</b> <sup>(※1)</sup> を受けた日、または退院日の翌日から365日以内の通院	①日数無制限 ②通院期間中(365日以内)は日数無制限 ※通算支払日数に制限はありません
治療給付金	がん治療保障特約	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的としてつぎの①から④のいずれかを受けたとき ①所定の手術 ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④所定の緩和療養	支払事由に該当する月につき1回 <通算支払回数> ①②の場合:無制限 ③④のみ該当する場合:すべての保険期間を通じて60回 <sup>(※2)</sup>

(※1) **所定の治療**とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。

(※2) 抗がん剤治療、ホルモン剤治療または緩和療養を受けた月に、手術または放射線治療を受けた場合は、支払限度の通算回数には含めません。また、ホルモン剤治療のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。

給付金名称	主契約名称	支払事由	支払限度
<p>診断給付金</p>	<p><b>主契約</b> がん保険 〔低・無解約払戻金2018〕</p>	<p>つぎの①または②のいずれかに該当したとき</p> <p>①「がん」と診断確定されており（「がん」が再発または転移している場合を含む）、「がん」の治療を目的とする入院またはつぎの「がん」の治療を目的とする通院をしたとき</p> <p>(a) 手術 (b) 放射線治療（電磁波温熱療法を含む） (c) 抗がん剤治療（経口投与を除く）</p> <p>②「上皮内新生物」と診断確定されたとき</p>	<p>がん・上皮内新生物 それぞれ1回</p>



# 支払事由 給付金を受け取れる条件をチェック

給付金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金名称	特約名称	支払事由	支払限度
<p style="text-align: center;"><b>特定診断 給付金</b></p>	<p style="text-align: center;">特定診断 給付金特約</p>	<p>つぎの①または②のいずれかに該当したとき</p> <p>①「がん」と診断確定されており(「がん」が再発または転移している場合を含む)、責任開始日以後に初めて「がん」の治療を目的とする入院または<b>所定の通院</b>(*)をした月の初日から2年以内に、つぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき</p> <p>(a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数</p> <p>(b)「がん」の治療を目的とする<b>所定の通院</b>(*)の通院日数</p> <p>②責任開始日以後に初めてつぎの(a)および(b)に該当した月の初日から2年以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき</p> <p>(a)「がん」と診断確定されていること(「がん」が再発または転移している場合を含む)</p> <p>(b)「がん」の治療を目的とする入院または<b>所定の通院</b>(*)をしていること</p>	<p style="text-align: center;">1回</p>

(\*) **所定の通院**とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。

給付金名称	特約名称	支払事由	支払限度
<p style="text-align: center;"><b>複数回 診断給付金</b></p>	<p style="text-align: center;">診断給付金 複数回支払 特約</p>	<p>【「がん」の場合】</p> <p><b>初回</b></p> <p>責任開始日以後に初めてつぎの①および②に該当した月の初日から2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき</p> <p>①「がん」と診断確定されていること (「がん」が再発または転移している場合を含む)</p> <p>②「がん」の治療を目的とする入院または<b>所定の通院</b>(*)をしていること</p> <p><b>2回目以降</b></p> <p>前回の「がん」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に、上記①および②に該当したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• がん・上皮内新生物 それぞれ2年に1回</li> <li>• 通算支払回数は無制限</li> </ul>

(\*) **所定の通院**とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。

# 支払事由 給付金を受け取れる条件をチェック

給付金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金名称	特約名称	支払事由	支払限度
<p style="text-align: center;"><b>複数回 診断給付金</b></p>	<p style="text-align: center;">診断給付金 複数回支払 特約</p>	<p>【「上皮内新生物」の場合】</p> <p><b>初回</b> 責任開始日以後に初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき</p> <p>①「上皮内新生物」と診断確定されていること ②「上皮内新生物」の治療を目的とする入院または<b>所定の通院</b>(*)をしていること</p> <p><b>2回目以降</b> 前回の「上皮内新生物」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に、上記①および②に該当したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん・上皮内新生物 それぞれ2年に1回</li> <li>● 通算支払回数は無制限</li> </ul>

(\*) **所定の通院**とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。

# 支払事由 給付金を受け取れる条件をチェック

給付金のお支払いなどについて、  
詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金名称	特約名称	支払事由	支払限度
特定 保険外診療 給付金	がん特定治療 保障特約	「がん」の治療を目的として、がん診療連携拠点病院等( <a href="#">31ページ</a> <a href="#">クリック</a> 参照)で、特定保険外診療(*1)によって、つぎの①から③のいずれかを受けたとき ①手術 ②放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払事由に該当する月につき1回</li> <li>更新後の保険期間を含め、通算12回</li> </ul>
がんゲノム プロファイリング 検査給付金		「がん」の治療を目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に検体検査実施料の算定対象として列挙されているがんゲノムプロファイリング検査(*2)を受けたとき	支払事由に該当する月につき1回

(\*1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行為をいいます。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。

- ①先進医療
- ②患者申出療養
- ③厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン剤治療

(\*2) 公的医療保険制度の対象となるがんゲノムプロファイリング検査を受けるには所定の要件を満たす必要があります。公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

# 支払事由 給付金を受け取れる条件をチェック

給付金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金名称	特約名称	支払事由	支払限度
がん先進医療・患者申出療養給付金	がん先進医療・患者申出療養特約	「がん」の診断や治療の際に所定の先進医療または患者申出療養を受けたとき	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで
がん先進医療・患者申出療養一時金		がん先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	1 保険年度に 1 回
外見ケア給付金	外見ケア特約	「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	更新後の保険期間を含め、①②それぞれ1回ずつ
		「がん」の治療を原因として、頭髪に脱毛の症状が生じたと医師に診断されたとき	更新後の保険期間を含め、1回

## 支払事由 給付金を受け取れる条件をチェック

給付金のお支払いなどについて、  
詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保障内容	特約名称	免除事由
特定保険料 払込免除	特定保険料 払込免除特約	特定診断給付金の支払事由と同様



さまざまな不安や悩みを傾聴したうえで、訪問面談サービスやセカンドオピニオンサービスなど、適切なサービスをご案内します。

# アフラックの よりそうがん相談 サポーターに ご相談ください。



「よりそうがん相談サポート」について、動画でもご確認ください。

クリック

または



よりそうがん相談サポーターは、がん患者様のご相談サポートの経験がある看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチームです。

お一人おひとりによりそい、信頼できる情報やサービスのご案内を通じて、納得のいく治療・療養生活や意思決定を実現できるようご支援いたします。

(\*) よりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

● アフラックのよりそうがん相談サポートに関する注意事項は **26ページ** **クリック** をご確認ください。

次ページへ続く



さまざまな不安や悩みを傾聴したうえで、訪問面談サービスやセカンドオピニオンサービスなど、適切なサービスをご案内します。

「よりそうがん相談サポート」について、動画でもご確認いただけます。

クリック

または



### アフラックのよりそうがん相談サポートの③つの特長

1

お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用いただけるサービスをご案内し、**お困りごとや疑問の緩和・解消**をサポートします。

2

よりそうがん相談サポーターへの相談は**無料**で、**何度でもご利用**いただけます。

3

よりそうがん相談サポーターへご相談いただくことで、**無料や優待価格**でご利用いただけるサービスがあります。





さまざまな不安や悩みを傾聴したうえで、訪問面談サービスやセカンドオピニオンサービスなど、適切なサービスをご案内します。

「よりそうがん相談サポート」について、動画でもご確認いただけます。

クリック

または



## よりそうがん相談サポーターが案内するサービス【一例】

ご利用された方の約96%が満足しているサービスです(\*2)

治療サポート

無料(\*1)

訪問面談サービス

専門医紹介

セカンドオピニオンサービス

面談

Web  
セカンドオピニオン  
サービス

チャット  
医療相談

経済不安の  
解消サポート

無料(\*1)

ご契約内容の  
確認

給付金請求の  
取次

就労支援  
サービス

よりそうがん相談サポートは、  
電話・Webから  
ご利用いただけます。



- (\*1) 無料の範囲を超える場合は、有料となります。
- (\*2) 利用者アンケート実績(2021年1月~12月 榎法研調べ)



さまざまな不安や悩みを傾聴したうえで、訪問面談サービスやセカンドオピニオンサービスなど、適切なサービスをご案内します。

「よりそうがん相談サポート」について、動画でもご確認いただけます。

[クリック](#)

または



## よりそうがん相談サポーターが案内するサービス【一例】

### 情報サポート

無料

記事・ニュース・  
体験談などの  
情報

医療機関の  
情報

### 精神サポート

無料または有料

心理  
カウンセリング

がん経験者  
コミュニティ

### 生活サポート

無料または有料

家事代行  
サービス

入退院・通院  
サポート

宅食サポート

外見ケア  
サポート

よりそうがん相談サポートは、  
電話・Webから  
ご利用いただけます。





さまざまな不安や悩みを傾聴したうえで、訪問面談サービスやセカンドオピニオンサービスなど、適切なサービスをご案内します。

「よりそうがん相談サポート」について、動画でもご確認いただけます。

**クリック**

または



## アフラックのよりそうがん相談サポートに関する注意事項

- よりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- よりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスは、Hatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供いたします。
- 被保険者様と被保険者様の同意を得たご家族(配偶者および2親等内)が代理でご利用いただけます。
- よりそうがん相談サポートおよびよりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスの内容は、2023年1月23日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
- よりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスには、無料で利用できるサービスもありますが、よりそうがん相談サポートの利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無料での提供回数は変わりません。
- **24～25ページ** **クリック** でご案内のサービスの他にご利用いただけるサービスがあります。  
詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/> をご確認ください。

アフラックのよりそうがん相談サポートの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

## 高額療養費制度

**Q1** 高額療養費制度とは、どのような制度ですか？

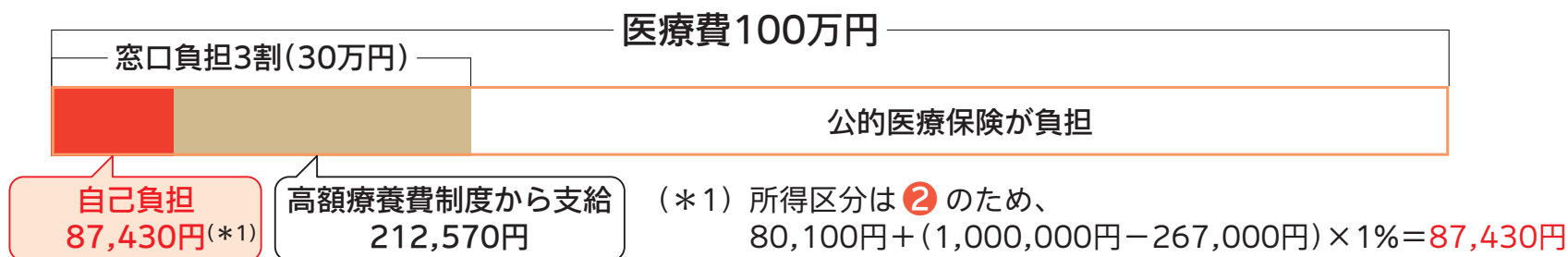
**A1** 高額療養費制度とは、公的医療保険制度のひとつです。  
同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、  
一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が支給される制度です。

※2022年10月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

## 高額療養費制度

## 69歳以下の場合

例 40歳 女性（所得区分②の場合）

1か月で100万円の医療費がかかった場合 > 自己負担額は **87,430円**

所得区分		ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの自己負担限度額(*2)
①	～年収 約370万円	57,600円	44,400円
②	年収 約370万円～約770万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
③	年収 約770万円～約1,160万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
④	年収 約1,160万円～	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
⑤	住民税非課税者	35,400円	24,600円

(\*2) 同一世帯(同じ健康保険に加入している方に限ります)で1年間(直近12か月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

## 高額療養費制度

## 70歳以上の場合

例 72歳 男性 (所得区分①の場合)

1か月で100万円の医療費がかかった場合 > 自己負担額は **57,600円**

所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)		4回目からの自己負担限度額(*2)
	外来(個人ごと)		
① 年収156万円～約370万円	18,000円[年間上限144,000円]	57,600円	44,400円
② 年収 約370万円～約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円
③ 年収 約770万円～約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円
④ 年収 約1,160万円～	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円
⑤ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	15,000円(多数回該当なし)
⑥ 住民税非課税世帯(*3)	8,000円	24,600円	24,600円(多数回該当なし)

(\*2) 同一世帯(同じ健康保険に加入している方に限り)で1年間(直近12か月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

(\*3) 住民税非課税世帯のうち、所得区分⑤に該当しない世帯を指します。

## 特定保険外診療

Q1

特定保険外診療給付金の支払事由に定義されている「特定保険外診療」とはどのような診療ですか？

A1

公的医療保険制度の対象とならない診療行為をいいます。例えば、日本で未承認の抗がん剤を使用した治療や抗がん剤・ホルモン剤の適応外使用にかかる治療などが該当します。ただし、つぎの①から③に該当するものを除きます。

①先進医療

②患者申出療養

③厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン剤治療

## 未承認薬・適応外薬とは？

### 未承認薬

外国(米国や欧州)で有効性が証明され、承認されているものの、日本の薬事承認をまだ得られていない薬など

### 適応外薬

日本でも薬機法上の承認を得て流通しているが疾患によっては承認がなく治療に使えない薬

■米国・欧州で承認され日本で未承認または適応外であるがん領域の医薬品数(2021年10月時点)

未承認薬	適応外薬	合計
104種類	69種類	173種類

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト(2021/10/31時点のデータ)(承認年月日順)」をもとにアブラック作成

未承認薬や適応外薬での治療は保険外診療となり、全額自己負担となります。治療の選択肢を広げるひとつとして、未承認薬や適応外薬などの治療に備えておくと安心です。

## 特定保険外診療

Q2

特定保険外診療給付金はどのような治療でも支払対象となりますか？

A2

「がん診療連携拠点病院等<sup>(\*)</sup>」で特定保険外診療によってつぎの①②③のいずれかを受けたときにお支払いします。

(\*) 特定保険外診療を受けた時点において、がん診療連携拠点病院等に指定されていることが必要です。

- |     |                    |                 |
|-----|--------------------|-----------------|
| ①手術 | ②放射線治療(電磁波温熱療法を含む) | ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療 |
|-----|--------------------|-----------------|

### がん診療連携拠点病院等とは？

全国どこでも質の高いがん医療が提供できるよう厚生労働大臣によって指定された右記のいずれかの病院のことをいいます。

- がん診療連携拠点病院  
(国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含む)
- 特定領域がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療病院
- 小児がん中央機関
- 小児がん拠点病院

※詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。



## がんゲノムプロファイリング検査(がん遺伝子パネル検査)

「がんゲノム医療」について、動画でもご確認いただけます。

クリック

または

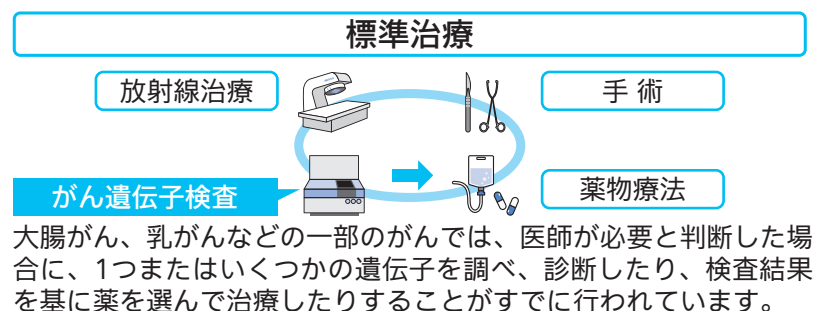


### Q1 がんゲノム医療とは何ですか？

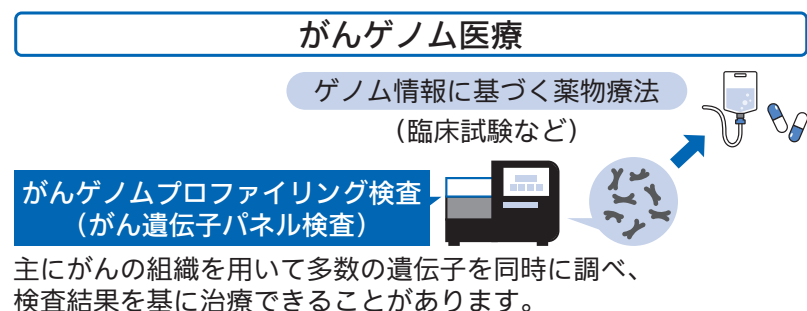
**A1** 主にがんの組織を使って多数の遺伝子を同時に調べる「がんゲノムプロファイリング検査(がん遺伝子パネル検査)」によって、お一人おひとりの遺伝子の変化や生まれ持った遺伝子の違いを解析し、体質や病状に合わせた治療を行うことです。そのため、**お一人おひとりに合った治療を検討できる可能性**があります。

### がんゲノム医療

標準治療がない、または終了したなどの条件を満たす場合に、「がんゲノム医療」として、一部が保険診療で行われています。



「標準治療がないがん」  
「標準治療が終了した」  
などの場合



## がんゲノムプロファイリング検査(がん遺伝子パネル検査)

「がんゲノム医療」について、  
動画でもご確認ください。

クリック

または



### Q2

がんゲノム医療はどこで受けられますか？

### A2

厚生労働省によって指定されたつぎの施設で受けられます。

がんゲノム医療中核拠点病院

がんゲノム医療拠点病院

がんゲノム医療連携病院

※詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

## 先進医療・患者申出療養

### Q1 先進医療・患者申出療養は、公的医療保険制度の対象となりますか？

**A1** 先進医療・患者申出療養は、将来的に保険導入にむけて検討されている段階であるため、先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用は**公的医療保険制度の対象外**となります。また、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養であり、保険診療との併用が認められています。なお、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

### 先進医療・患者申出療養とは？

#### 先進医療

医療機関が起点となって先進的な医療を実施するもの（あらかじめ受けられる医療技術や医療機関などの条件が決まっています）

技術料は全額自己負担となります。

技術料[例]重粒子線治療の場合

1件あたりの費用 **平均 約319万円**<sup>(\*)</sup>

#### 患者申出療養

患者からの申し出が起点となって未承認薬等の使用について安全性が一定程度確認されたうえで、身近な医療機関において実施するもの

技術料は全額自己負担となります。

患者申出療養の各技術の概要については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(\*) 重粒子線治療の平均費用:厚生労働省 第105回先進医療会議「【先進医療A】令和3年6月30日時点における先進医療に係る費用 令和3年度実績報告(令和2年7月1日～令和3年6月30日)」をもとにアブラック作成

## アフラックのよりそうがん相談サポート

Q1

よりそうがん相談サポートの各種サービスメニューは、今後変更されることはありますか？

A1

はい。随時見直されます。最新のサービスについては、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

ご契約者様専用サイト



# アフラック よりそうネット

## 便利なWebサイトのご案内

『アフラック よりそうネット』は、ご契約後にご利用いただけるサービスです。  
※法人契約の場合はご利用いただけません。

契約内容の確認や各種手続きなど、パソコンはもちろんスマートフォンからもアクセスでき、  
**いつでもどこでも便利にご利用いただけます。**

### 契約内容のご確認



保険証券が、お手元になくても、**保障の内容や給付金額**など、スマートフォンやパソコンで簡単にご確認いただくことができ、もしもの場合でも安心です。

### 各種手続き



住所変更



改姓



受取人変更



控除証明  
再発行



振替口座  
変更



クレジットカード  
払いへの変更

**オンラインならいつでもどこでもご利用いただけます。**用紙の記入や郵送の手間が掛からないので、**スピーディ**で便利です。

ご契約者様専用サイト

## 「アフラック よりそうネット」

のご登録は

こちらをクリック



アフラック よりそうネット [クリック](#)

スマートフォンの方はこちらから



左記の他にも、「**オンライン医療相談サービス**」など各種サービスがご利用いただけます。詳しくは「アフラック よりそうネット」へログインください。

- ・「パンフレット」に記載の保障内容などは2023年1月23日現在のものです。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。  
“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

---

## お問い合わせ、お申込みは

＜募集代理店＞（アフラックは代理店制度を採用しています）

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

＜引受保険会社＞



〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

**URL** <https://www.aflac.co.jp/>

---

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

※祝日・年末年始を除きます。